

序章



第1節 計画見直しの背景と目的

戦後の住宅政策は、戦災による住宅難の解消及びその後の急激な人口増と都市化への対応が課題とされ、住宅の量の確保を図る施策が打ち出されました。

その後、住宅総数が世帯総数を上回るようになると、居住面積に関する「居住水準の目標」が設定される等、住宅政策の目標は「量の確保」から「質の向上」へと変化しています。

住宅ストックが量的に充足された近年では、少子高齢化・人口減少の急速な進展や住宅ストック活用型市場への転換の遅れ、マンションの老朽化や空き家の増加による住環境の悪化など、住まいを取り巻く様々な課題への対応が求められています。

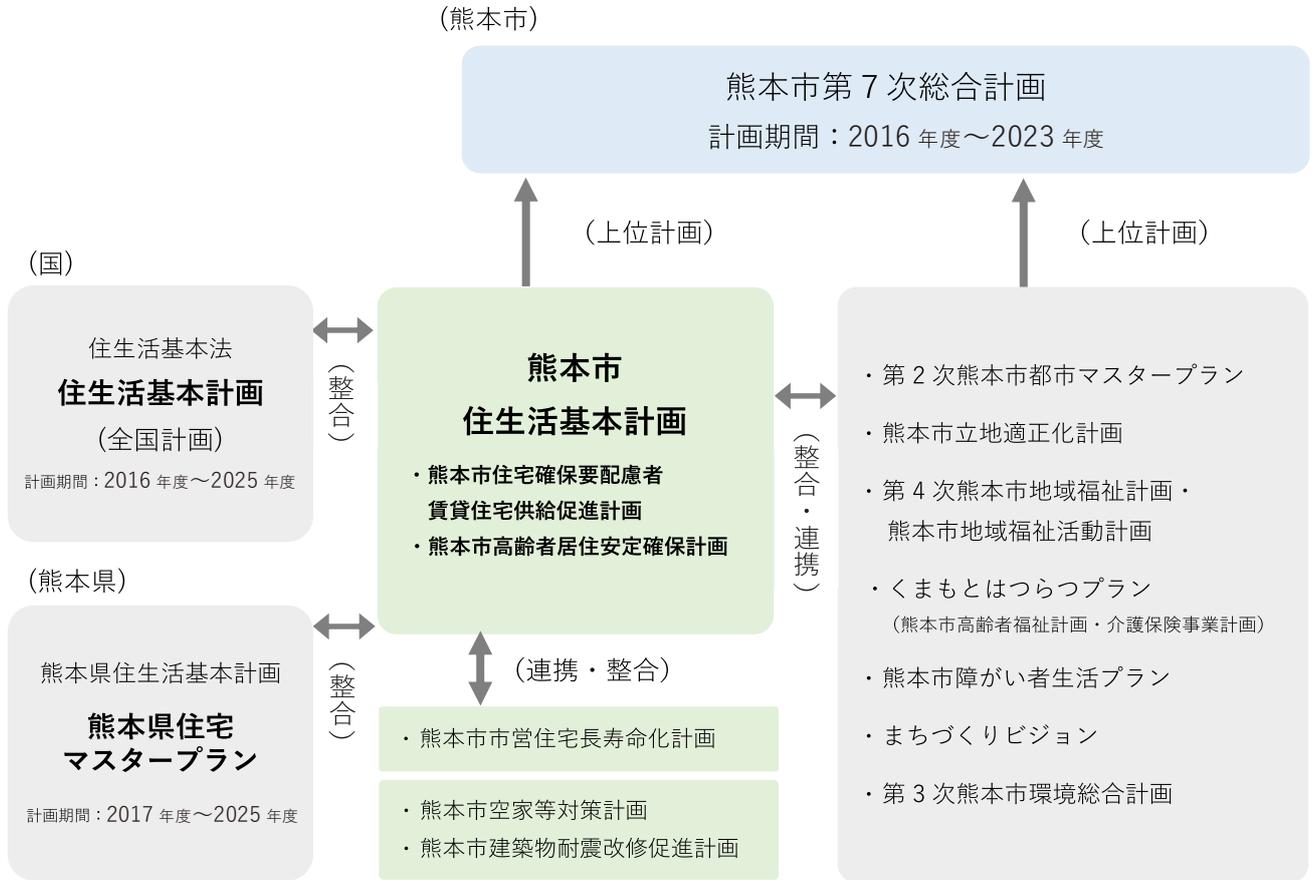
本市では、そのような課題へ対応した新たな住宅施策の展開を図り、暮らしやすい熊本の住まい・まちづくりを実現することを目的に、平成27年(2015年)3月に「熊本市住生活基本計画」を策定し、施策に取り組んできました。

その後、平成28年(2016年)には住生活基本計画(全国計画)が改定され、平成29年(2017年)には熊本県住宅マスタープランの改定が行われています。さらには平成28年(2016年)～令和12年(2030年)までの国際目標として国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)や平成30年(2018年)に閣議決定された第5次エネルギー基本計画の策定など、様々な社会情勢の変化が生じています。

また、平成28年(2016年)に熊本地震を経験したことで、安全安心な住生活のためには、災害時における住まいの確保や災害に強い住宅の整備が重要であることを再認識しました。

このような背景を踏まえ、今回、計画策定から5年目の中間年にあたり、本市の住まいを取り巻く環境の変化に的確に対応し、住生活の更なる向上を目指すため、中間見直しを行いました。

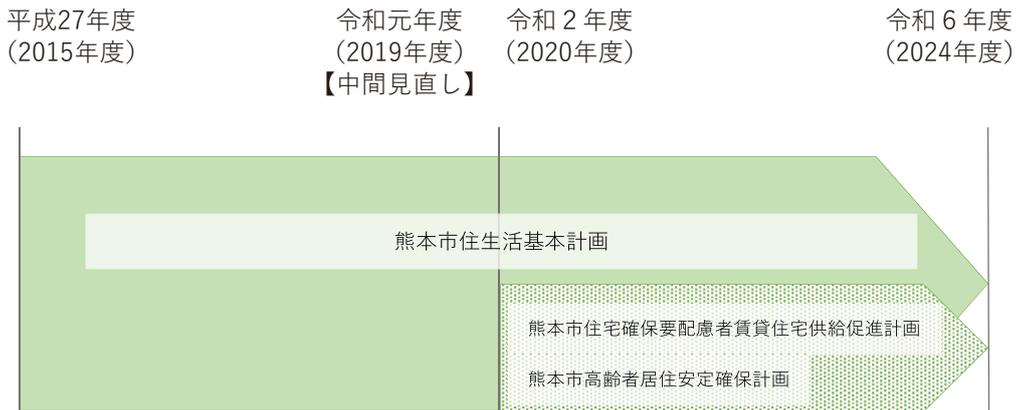
第2節 計画の位置づけ



第3節 計画期間

計画期間は、平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)の10年間とします。なお、中間年である令和元年度(2019年度)に社会情勢の変化や国の動向等を踏まえて見直しを行いました。

また、この中間見直しに合わせて、熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画及び熊本市高齢者居住安定確保計画を新たに策定し、一体的に推進していきます。



第4節 計画の構成

